

## 令和3年第1回(5月)清瀬市教育委員会臨時会会議録

令和3年第1回教育委員会臨時会が令和3年5月 31 日(金)午後4時に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- |        |   |
|--------|---|
| 1 日 時  | 令和3年5月 31 日(金)午後4時から  |
| 2 場 所  | 研修室1  |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり  |
| 4 出席委員 | 坂 田 篤 (教育長)<br>宮 川 保 之 (教育長職務代理者)<br>粕 谷 衛 (委員)<br>兵 頭 扶美枝 (委員)<br>土 屋 佳 子 (委員) |
| 5 事務局  | 渡 辺 研 二 (教育部長)<br>中 山 兼 一 (教育部参事)<br>岸 俊 則 (教育指導課指導事務係長)                        |
| 6 書 記  | 島 崎 節 子 (教育総務課主任)   |

令和3年第1回教育委員会臨時会議事日程

令和3年5月31日(金)

午後4時

- 日程第1 会議録署名委員の指名(兵頭委員)
- 日程第2 議案第14号 清瀬市コミュニティハウス設置条例施行規則(教育指導課長)  
の制定について
- 日程第3 報告事項1 緊急事態宣言延長に伴う学校の対応及び保護(教育指導課長)  
者への周知

## 議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

### 開会

坂田教育長が開会を宣言。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が兵頭委員を指名

### 日程第2 議案第14号 清瀬市コミュニティハウス設置条例施行規則の制定について

(坂田教育長)

第1回教育委員会臨時会において、同議案が内容再調整の上で議論を継続となりました。  
(中山教育部参事)

先の教育委員会において委員の皆さまから再審議を必要とされた項目について、別紙の資料の通り変更をいたしました。

#### ○粕谷委員 【質問】

利用時間の修正により、管理等に関する人員や経費は問題がないか  
第2条(3) 市長から教育委員会に変わっているところは良い

#### ○土屋委員 【質問】

第2条(3) 文章中の教育委員会が認める「施設」を「並びに事業」を付け加える事は出来ないか

#### ○兵頭委員 【質問】

なし 原案賛成

#### 【意見】

違和感であった設置目的が東京都の調査目的が前面に出ていたが、地域づくり、地域交流、社会参加が見えにくかった。そこが修正されていると思う。

#### ○宮川 【質問】

職務代理者 なし 原案賛成

#### 【意見】

2年後(東京都が調査目的を終えた後)は新しいコミュニティづくりの拠点として、市民の手で管理運営されることを期待する

(中山教育部参事)

利用に関しては鍵を貸し出す運用となり、管理人等費用は計上せず予算化しておりません。

施行規則第2条について、「市長が必要と認める施設」を「教育委員会が必要と認める施設」と変更しましたが、現在のところ想定しておりません。

また、「施設」を「施設及び事業」に変更いたします。

○坂田 教育長 【議決】  
事務局案に教育委員からの意見部分を修正し、施行規則を制定することに承認をお願いしたい

○宮川 職務代理者 【承認】

○粕谷委員 【承認】

○兵頭委員 【承認】

○土屋委員 【承認】

日程第3 報告事項1 緊急事態宣言延長に伴う学校の対応及び保護者への周知

(中山教育部参事)

緊急事態宣言延長に伴う学校の対応についてご報告します。

これは宣言終了の見通しが立たないこと、学校における感染症対策が十分に可能であること。学校の教育活動の価値を認め、学習指導要領の適切な実証を行い、感染症対策を徹底しながら学校運営を継続することです。

今までと大きく変わるのは、①飛沫感染の可能性の高い学習活動 十分配慮を行なった上で実施。②学校行事 児童・生徒が学年を超えて一同に集まって行う行事、郊外での活動は、可能な限り十分な配慮を行って実施。③部活動 全ての部活動が実施可能。その際の注意事項として、本人・保護者の同意を得ること。必要最低限の活動日数とし、最長で午後5時30分まで完全下校といたしました。

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午後4時40分  
令和3年5月31日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

教育委員 兵頭 扶美枝